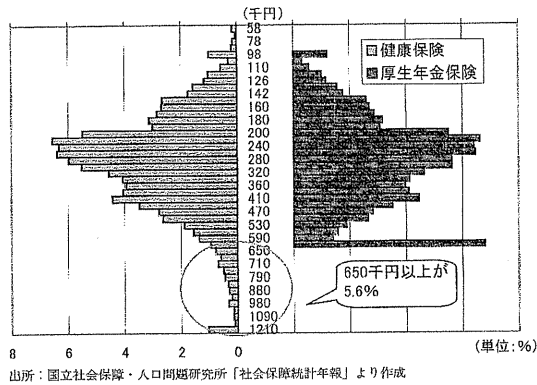


図2 標準報酬階級別 健康保険と厚生年金保険の被保険者数の分布 (2007年度末)



出所：国立社会保障・人口問題研究所「社会保険統計年報」より作成

健康保険の被保険者（政府管掌健康保険と組合管掌健康保険の合計）と厚生年金保険被保険者の報酬等級表別の分布をあらわしているが、厚生年金保険の上限（標準報酬月額62万円）に6.8%の被保険者が集中し、健康保険では厚生年金の報酬等級上限を超える階級に5.6%の被保険者がいる。

標準報酬上限の引き上げは、所得再分配機能の強化だけでなく、第3号被保険者の保険料負担の公平性を求める効果もある。厚生年金の基礎年金拠出金は保険料の一定割合で負担されており、世帯類型別の平均標準報酬を用いて計算すると、1人あたりの

基礎年金保険料は第2号被保険者同士の夫婦がもっとも高く、第3号被保険者世帯がもっとも低い（駒村 2003 p.137）。

現行の標準報酬上限を健康保険と同等に引き上げると、現行の標準報酬月額上限「60.5万円以上」は、「60.5～63.5万円未満」となり、標準報酬月額63.5万円未満（12倍すると762万円未満）の者は負担額の変化はない。表2は1年を通じて勤務した民間給与所得者の配偶者控除・配偶者特別控除適用者と非適用者の給与分布を累積値であらわしている。階級が100万円きざみであるため、762万円に近い給

表2 配偶者控除・配偶者特別控除適用者と非適用者の給与階級の累積値 (2010年)  
(1年を通じて勤務した給与所得者) (単位：%, 人)

給与階級	適用者	非適用者	合計
100万円以下	1.3	9.0	6.9
200 "	6.0	26.6	20.9
300 "	15.7	47.2	38.5
400 "	30.9	67.0	57.1
500 "	48.4	80.8	71.9
600 "	63.0	88.7	81.7
700 "	73.6	93.0	87.6
800 "	81.9	95.5	91.8
900 "	87.6	97.0	94.4
1,000 "	91.4	97.9	96.1
1,500 "	98.1	99.4	99.0
2,000 "	99.3	99.7	99.6
2,500 "	99.7	99.8	99.8
2,500万円超	100.0	100.0	100.0
人数	11,709,667	30,875,343	42,585,010

注1：「給与」とは、1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額）で、通勤手当等の非課税分は含まない。

注2：2000万円以下の給与所得者は年末調整を行った者のみ掲載している  
出所：国税庁「平成22年民間給与実態統計調査」第16表、第19表より作成

与階級800万円以下でみると、適用者の81.9%、非適用者の95.5%は保険料負担に変化はないことになる。逆に言うと、適用者の約18%、非適用者の約5%が負担増となる。

両控除適用者と第3号被保険者の配偶者がほぼ重なる<sup>8)</sup>と想定すると、標準報酬の上限引き上げによる保険料負担増は第3号被保険者世帯が中心に引き受けることになる。これにより、世帯類型別の1人あたりの基礎年金拠出金額はより公平なものになる。ただし、労働インセンティブの観点から、保険料増額分は給付の増額に反映すべきで、過剰給付は累進税による所得税で調整すべきである。

(5) パート労働者の労働供給と年金財政への影響

パート労働者の103万円の壁、130万円の壁の存在は、多くの研究者によって明らかにされてきた。適用拡大後、保険料負担が増加する第3号被保険者は、新たな適用基準内におさまるように労働供給を抑制する可能性がある。しかし、2003年度の配偶者特別控除の上乗せ部分廃止がパート労働者の労働供給に及ぼした影響はわずかであったという研究（坂田・MacKenzie (2006)、村上 (2008)）がある。また、2007年の「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ報告書」では労使ともに調整による収入減の大きさや新たな採用コストを考慮すれば就業調整の可能性は少ないとしている。

同報告書は、適用拡大による年金財政への影響として、短期的には保険料収入が増加するが、長期的には保険料拠出額以上の年金給付額が必要で、この収支差を改善するには、短時間労働者が現在よりも労働供給を増やし、総報酬月額が10万円以上になることが必要であると分析している。

年金財政の安定化には、第1号被保険者より第3号被保険者の就業行動が鍵になる。(株) アイテム人と仕事研究所の「パートタイマー白書」（特別部会第7回資料）によれば、現在収入を調整しているパートのうち、「配偶者控除・配偶者特別控除の廃止」や「社会保険の適用基準の拡大」が実現したら、44.0%が「パート・アルバイトのまま、労働時間を増やす」と回答し、31.7%が「とくに働き方は変えない」と回答している。丸山 (2008) によると、パート・アルバイトの適用拡大後の労働時間の調整

意向は、第1号被保険者も第3号被保険者も「労働時間を変えるつもりはない」が33.8%、34.8%であり、「労働時間を現在よりも増やす」が20.5%、26.1%で、「現在よりも減らす」は3.4%、8.8%であった。ただし、いずれも「分からない」が42.2%、49.1%と高く、加入のメリットの説明いかんで行動が変わる可能性はきわめて高い。

5. おわりに

本論は短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大問題について検討を行い、以下の結論を得た。

- ①多くの非正規労働者が被用者年金に適用されるよう、適用拡大の要件はできるだけ簡素化し、第3号被保険者の労働時間および収入要件の引き下げを行うべきである。
- ②保険料引き上げ分を価格に転嫁できない介護業等や零細業主には配慮が必要であるが、労働者が不利益にならない措置にすべきである。
- ③標準報酬の上限と下限を見直し、所得再分配機能の強化と第3号被保険者分の基礎年金拠出金の負担の均衡措置を行うべきである。
- ④パート労働者の労働供給への影響はまだまだ不透明で、加入のメリットの説明いかんで行動が変わる可能性はきわめて高い。

今回の年金改革を完全一元化に向けた前段階の改革であり、今後は保険料徴収体制と正確な所得捕捉のための番号制や歳入庁の整備が急がれる。

〈注〉

- <sup>1</sup> 丸山 (2007) の推計によれば、被用者保険の加入要件を満たしている非正規労働者の被用者保険適用率は、従業員規模に比例して高くなるが、平均40%程度である。
- <sup>2</sup> 詳細は丸山 (2008) 参照のこと。
- <sup>3</sup> 傍証のデータではあるが、健康保険の扶養率（被扶養者数/被保険者数、被扶養者数は配偶者以外の家族も含まれる）と比較すると、協会けんぽの扶養率は0.772 (2009年10月) であるが、属性が短時間労働者に相対的に近いと思われる人材派遣健康保険組合の扶養率は0.154 (同年9月) である。
- <sup>4</sup> 2006年9月に、20～40代のパート・アルバイト、兼業有職主婦（主夫）、無職者に実施したインターネット調査「非典型労働者に対する年金等に関する意識調査」による。詳細は丸山 (2007) 参照。
- <sup>5</sup> 一般に、アンケート調査は標本の抽出方法、調査票の配布・回収方法、選択肢の順番や言い回しなどで、回答が大きい

く変動する。アンケート結果は事業主側によるものは適用拡大に反対とする結果が多く、労働組合側によるものは歓迎する意見が多い。内閣府「公的年金制度に関する世論調査」(2003年2月)による保険料増と給付増の説明をした上での調査結果は、適用拡大に賛成が58.0%で、年金の関心がある層の方がいない者よりも賛成とする者の割合が高かった。

- 6 ただし、僅少労働者自身は社会保険料の本人負担がないため、すでに社会保険に加入している者の副業が30%で、僅少労働専門業者は70%という、日本とは異なる事情がある。詳細は厚生労働省(2009) p.52, (独)労働政策研究・研修機構「海外労働情報 ドイツ「ミニジョブ」の使用者負担, 増加」(2006年3月)。僅少労働者の社会保険適用は、松本(2004)、土田(2011)、ハルトムート・ザイフェルト(2010)が詳しい。
- 7 地方財政審議会第17回地方公務員共済組合分科会 議事要旨(平成23年8月29日)。適用拡大後は、国の非常勤職員も共済年金に加入すべきである。
- 8 配偶者控除は配偶者のパート収入などが年間103万円未満である者、配偶者特別控除は控除後の年間所得が1000万円以下で、配偶者のパート収入などが年間103万円以上141万円以下の者に適用される。第3号被保険者の88.2%が年収103万円未満で働いており、ほぼ配偶者控除の適用条件と重なる(女性と年金検討会報告書 p.108)。

〈参考文献〉

・健康保険組合連合会(2011)「就業形態の多様化が医療保険制度に与える影響等に関する調査研究報告書」(平成23年6月)

・厚生労働省(2009)『世界の厚生労働2009』TKC出版

・駒村康平(2003)『年金はどうなる』岩波書店

・坂田圭・C.R.MacKenzie(2006)「配偶者特別控除の廃止は有配偶女性の労働供給を促進したか」樋口美雄・慶應義塾大学経済連携21世紀COE編著『日本の家計行動のダイナミズム(II) -税制改革と家計の対応』慶應義塾大学出版会

・土田武史(2011)「ドイツにおける非正規労働者の社会保険適用」『週刊社会保障』2011.10.24(No.2650)

・ハルトムート・ザイフェルト(2010)「第1章 ドイツの非典型雇用」(独)労働政策研究・研修機構『欧米における非正規雇用の現状と課題-独仏英米をとりあげて-』資料シリーズNo.79

・松本勝明(2004)『ドイツ社会保障論II-年金保険-』信山社

・丸山桂(2007)「就業形態の多様化と非典型労働者の公的年金適用問題」『年金と経済』(財)年金シニアプラン総合研究機構 Vol.26 No.1

・丸山桂(2008)『就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較』全労済協会

・村上あかね(2008)「既婚女性の働き方は変化したか?」(財)家計経済研究所『制度変更と家計 消費生活に関するパネル調査(第15年度)』家計経済研究所パネル調査研究報告書No.3

※ 本研究は平成23年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究」(主任研究者:駒村康平慶應義塾大学教授)の一環として行われた研究成果である。

# 中年年齢層男性の貧困リスク

——失業者の貧困率の推計

四方 理人

(関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構統計分析主幹)

駒村 康平

(慶應義塾大学教授)

本研究では、40歳代、50歳代の中年年齢層男性の貧困リスクを検証するため、平成14年の『就業構造基本調査』の個票を用いて失業者の貧困率を推計した。貧困率の推計を行った先行研究では、中年年齢層の貧困率は他の年齢層より低いことが実証されてきた。しかしながら、中年年齢層は一度失業すると長期失業になりやすく、また、自身が世帯の主な稼ぎ手であるために、中年年齢層男性の失業は貧困に直接つながりやすいおそれがある。そこでまず、失業者について生活保護基準を貧困基準とした貧困率を推計したところ、1) 失業者の貧困率においては、若年層や高齢層との比較で中年年齢層男性が際立って高い、2) 世帯内に就業者がいる場合の貧困率は低くなるが、中年年齢層男性の失業者の世帯では他に就業者がいる割合が低い、3) 中年年齢層男性は、雇用保険を受給することによって貧困率が低くなるものの、失業期間が長くなるほど貧困率が高くなる、ことをあきらかにした。次に、2011年10月から失業者に対する就労支援として、新たな求職者支援制度が始まる。この制度では、訓練を受講できるだけでなく、訓練受講者への生活給付が行われる。その生活給付のシミュレーションを行ったところ、長期間の給付もしくは就労の開始がないかぎり、貧困率の抑制効果は限定的となることがわかった。

目次

- I はじめに
- II 先行研究と分析課題
- III データの説明と分析手法
- IV 分析結果
- V 求職者支援制度のシミュレーション
- VI おわりに

I はじめに

貧困率の推計方法は、様々な方法があるが、日本の貧困率は年齢とともにU字に変化する、すなわち若年期と高齢期で貧困率が高いという点で多くの先行研究の結果は収斂している。そのため、これまでの貧困研究は、不安定就業が増加し

ている若年期と課題を抱える年金制度の影響をうける高齢期を対象にしたものが多く、中年年齢層は貧困リスクが低いと考えられ、比較的研究対象とされてこなかった。しかし、2007年のいわゆるリーマンショック以降、急激に生活保護の被保護者が増加しており、中でも高齢世帯、母子世帯、障害世帯、傷病世帯のいずれでもない「その他世帯」の被保護者の増加率が著しい。「その他世帯」の年齢は、世帯主、世帯人員ともに50歳代がその中核を占めており、この傾向は1999年以降2009年まで一貫している<sup>1)</sup>。

つまり、増加する「その他世帯」の被保護者は、巷間、指摘されているような20代、30代の若い世代が増えているのではなく、「その他世帯」の中心は50歳代によって占められるという基本構

造は変わらないままで、被保護者数が増加しているのである。このことは、失業率も低く、非正規労働者の割合も低い中年年齢層であるが、ひとたび失業すると、若年や女性のように頼る家族もおらず、一気に生活保護という深刻な貧困状況に突入するリスクを抱えている可能性がある。

図1は、就業者のいない世帯の貧困率の国際比較である。日本は、OECD諸国のなかで、就業者がいる世帯の貧困率との相対比は低いものの、就業者のいない世帯の貧困率は高い。ここからも、失業した場合の貧困リスクが高いことが推測される。

しかしながら、次節でみるように中年年齢層の貧困や失業者の貧困状況についての先行研究は少なく、その実態は明らかにされていない。

そこで、本研究では、リーマンショックに先立つ2002年の『就業構造基本調査』の個票データを使い、現役世代のうち40歳から59歳を中年年齢層として定義し、中年年齢層の貧困率を推計し、雇用および所得保障を巡る課題と必要な政策について考察する<sup>2)</sup>。

本稿の構成は、まず、IIにおいて貧困率の推計についての先行研究のレビューを行い、IIIで使用データを説明し、IVで中年年齢層を中心とした失業者の貧困率の推計を行う。Vでは、求職者支援制

度を適用した場合の貧困率のシミュレーションを行う。そして、VIでは、まとめと考察を行う。

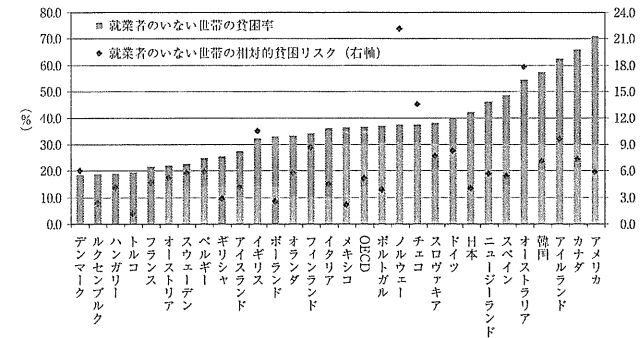
II 先行研究と分析課題

近年、貧困への注目が高まり、日本においても貧困率の推計が多くなされている。そこでの主な分析結果として、若年層と高齢者層の貧困率が高く、中年年齢層の貧困率が低いという傾向が示されている。この傾向は、厚生労働省による『所得再分配調査』を用いた橋本・浦川(2006)、総務省統計局による『全国消費実態調査』を用いた大竹・小原(2010)、慶應義塾大学による『日本家計パネル調査』を用いた駒村・山田・四方ほか(2010)など異なったデータを用いた先行研究において一致している。

そして、貧困について焦点が当てられてきた対象として、子どもの貧困(阿部2008)、若者の貧困(四方・渡辺・駒村2011)、高齢者の貧困(Yamada2007)などがあるが、中年年齢層の貧困については、これまで十分に考察されてこなかったといえよう。

一方で、稼働年齢層の貧困については、ワーキング・プアの推計が行われている。村上・岩井(2010)は、総務省統計局による『就業構造基本

図1 就業者のいない世帯の貧困率の国際比較



注：1) 相対的貧困リスクとは、就業者のいる世帯の貧困率に対する就業者のいない世帯の貧困率の比である。  
2) 貧困基準は等価可処分所得の50%としている。  
出所：OECD (2009) Employment Outlook 2009

調査]を用いて世帯収入が生活保護基準未満の世帯を貧困とし、貧困かつ3カ月以上労働市場で活動(就業・失業)している個人をワーキング・プアと規定した推計を行っている。その結果、1992年から2002年にかけてワーキング・プアが急増していること、若年や女性にワーキング・プアが集中してみられること、正規・非正規の格差が存在することなどが指摘されている。ただし、村上・岩井(2010)は、ワーキング・プアに失業者を含めており、性別の失業者の貧困率の推計を行っているが、本研究との分析目的の違いから、失業期間が3カ月未満の失業者が除かれており、また、失業者の属性別の貧困率などの分析が行われていない。

同じく稼働年齢層の貧困について、橋木・浦川(2007)は、厚生労働省による「所得再分配調査」を用いて分析を行っている。そこでは、等価可処分所得の中位値の50%を貧困基準とする「相対的貧困率」の推計を行い、稼働年齢層における単身世帯での貧困率が90年代から2000年代初頭にかけて高まっていることや母子世帯および世帯主が無業の世帯で貧困率が高いとされる。ここでも、無業世帯は取り上げられているものの、失業者についての区分は取り上げられておらず、また中年年齢層の貧困率もあつかわれていない。

このように、中年年齢層、特に男性は、他の年齢層との比較で貧困率が低く、近年の貧困研究においても問題にされにくい状況にある。しかしながら、中年年齢層の貧困については、いくつか懸念される点がある。まず、中年年齢層の失業率は低いものの長期失業者が失業者に占める割合が高い点を上げることができる。図2は、年齢別の完全失業者に占める失業期間が1年以上の長期失業者の割合である。男性における15歳から24歳の若年層の長期失業者割合は低い。また、男性65歳以上の高齢層の長期失業者割合は、2000年代前半では最も高かったが、2010年現在では他の年齢層より相対的に低くなっている。そしてその若年層と高齢層にはさまれた年齢層の長期失業者割合は、高い水準で取返しつづける。中年年齢層男性の長期失業者割合は高く、中年年齢層女性の長期失業者割合が低いことと対照的である。長期失業は、

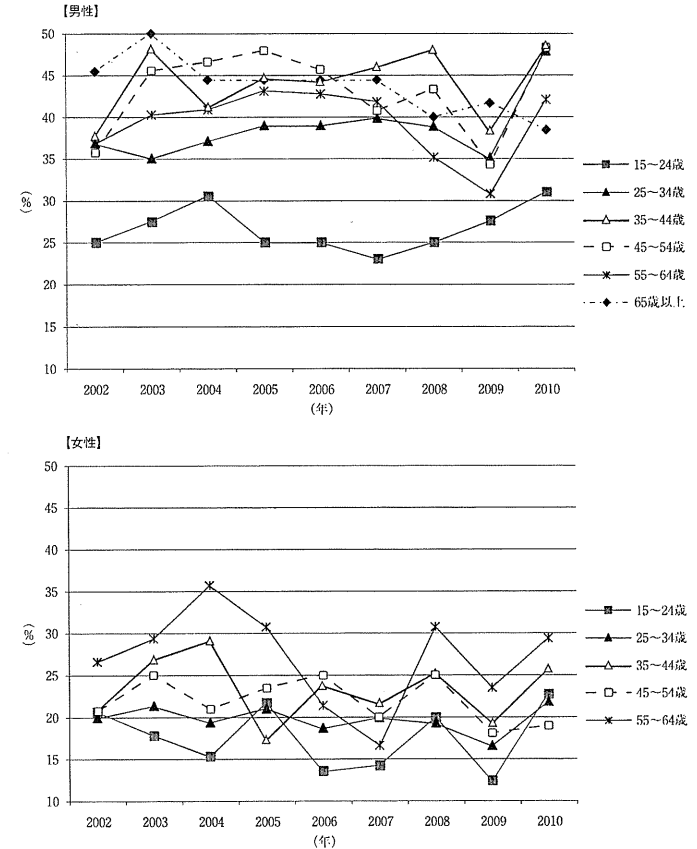
労働収入の減少により貧困を引き起こすだけではなく長期の貧困状態を継続させる可能性があり長期失業になりやすい中年年齢層男性が失業した場合には、貧困におちいりやすいおそれがある。図2でみたように、中年年齢層男性で長期失業の割合が上昇しており、失業期間と貧困の関係について考察する必要がある。また、失業と所得格差の関係について大竹・小原(2007)は、1990年代後半以降、45歳以上の中高年齢層において失業者と非失業者の格差が拡大しているだけでなく、失業者グループ内での格差も拡大していることを指摘している。よって近年中年年齢層での失業者において貧困が深刻化しているおそれがある。

そして、日本においては失業者のうち失業給付の受給割合が低いことが知られている。図3は、失業者に占める失業給付を受給していない割合の国際比較であるが、日本は失業者の4分の3程度が失業給付を受けておらず、欧米諸国より失業給付を受給できていないことがわかる。日本の失業給付の受給割合が低い理由は、短時間労働者に雇用保険が適用されていないことおよび失業給付の受給可能期間が短いためである。特に若年で雇用保険の加入期間が短い失業者については、90日しか支給されない。また、最も長い受給期間となる45歳以上60歳未満で雇用保険加入期間が20年以上の場合でも、最長で330日の受給期間となっており、1年以上の長期失業には対応できていない。

家族との関係においても、中年年齢層の失業による貧困は問題となると考えられる。若年層は家族等同居することで見かけ上貧困率が低く推計されているとする四方・渡辺・駒村(2011)や3世代同居の高齢者の貧困率が低い点を指摘するYamada(2007)において、中年年齢層は主な稼ぎ手として、若年層や高齢者の貧困を防ぐ存在として扱われているが、中年年齢層の貧困については考察されていない。しかしながら、中年年齢層男性が失業した場合、主な働き手を失いその家族ともども貧困となってしまうことが考えられる。

このように、貧困率の低い中年年齢層の男性にとって、失業時の貧困リスクは、高い可能性があるが、失業者の貧困状態については、これまで十

図2 年齢別にみた完全失業者に占める長期失業者割合



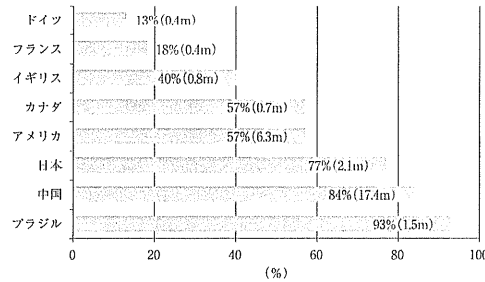
注：長期失業者は、1年以上の失業期間となるものとした。  
出所：経務省統計局「労働力調査」(各年)より作成。

分に検証されてこなかったといえる。

### III データの説明と分析手法

本研究では、経務省統計局による「就業構造基本調査」の2002年の匿名データを用いて分析を行う<sup>3)</sup>。匿名データは、各調査における世帯や個人が特定されないよう必要な匿名化が行われており、8人以上世帯および3人以上の同一年齢の子どもがいる世帯等が元のデータから除かれている。『就業構造基本調査』においては、所得データが階級値により収集されており、各世帯の正確な年間収入を把握することができない。そこで、同

図3 失業者のうち失業給付を受けていない者の割合(%, m=100万人)



出所: ILO(2009) "The financial and economic crisis: A Decent Work response"

データを用いて分析を行った岩井・村上(2010)と同様に、各収入階級が一様分布していると仮定し、世帯収入を割り当てた。

分析手法としては、失業者の貧困率を推定するために、公的な最低所得水準である生活保護基準を貧困基準として採用し、生活保護基準未満の世帯所得となる世帯を貧困世帯とし、その割合の推計を行った。ただし、ここでは失業者の貧困率についての推計を行うため、世帯単位ではなく世帯構成員一人ずつ数えた個人単位(Hicad Count Rate)の貧困率の推計となる。

また、本来であれば貧困測定に用いる世帯所得は、世帯収入から税や保険料を控除した世帯可処分所得を用いるべきであるが、『就業構造基本調査』では世帯総収入しか把握できないため、世帯総収入を用いた推計となる。そのため、可処分所得を用いた貧困率よりも過小推計となると考えられる。

生活保護基準は、地域ごとに1級地1から3級地2まで6つに区分されているが、最も水準の高い1級地1の基準を採用した。そして、各世帯の生活保護基準の計算には、日常生活費にあたる居宅第1類と第2類のほか、住宅扶助、教育扶助、勤労控除、老齢加算、母子(養育)加算、児童養育加算、を考慮した。その他の加算としては妊産婦加算、障害者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算などがあるが、これらは考慮していない。なお、住宅扶助については、持家の世帯には

給付されないが、『就業構造基本調査』では住宅の情報とれないため、一律に1級地の基準である1万3000円を保護基準に加えた。

#### IV 分析結果

以下では、生活保護基準を用いた貧困率の推計を行い、主に中年層男性失業者の貧困状況について考察を行う。

年齢別就業状態別に貧困率の推計を行ったものが表1と表2である。表1は、男性について、年齢階級別に上段は貧困率を表し、下段の括弧内は年齢階級別の就業状態の構成比となっている。まず就業状態計では、10歳代・20歳代の若年層や60歳代の高齢層では、貧困率が相対的に高く、30歳代・40歳代・50歳代の中年層では、貧困率は低い水準にある。就業状態別にみると、どの年齢層でも非正規雇用は正規雇用より貧困率が高くなっており、非正規雇用と非雇用就業を比較しても、10歳代を除き、非正規雇用の貧困率が高い。一方、失業時の貧困率は、非正規雇用の場合の水準より高くなっており、年齢計でも、最も高い貧困率となっている。特に40歳代の男性においては、失業時の貧困率が50%を超えており、最も高い。40歳代では、失業者の割合が2.4%と他の年齢層よりも低いが、ひとたび失業した場合の貧困率は他の年齢層より高い水準になっている。しかし、60歳代における失業時の

表1 男性年齢別にみた就業状態別貧困率および構成比(カッコ内):15~69歳 学生を除く

	正規雇用	非正規雇用	非雇用就業	失業	非労働力	Total
10~19歳	12.6 (36.8)	19.9 (24.2)	25.7 (2.5)	34.6 (10.9)	23.8 (25.5)	20.0 (100.0)
20~29歳	4.1 (69.5)	14.4 (15.0)	12.8 (4.8)	23.7 (5.6)	23.9 (5.2)	8.2 (100.0)
30~39歳	3.6 (76.9)	19.3 (6.2)	15.6 (11.2)	37.0 (2.8)	37.6 (2.9)	7.8 (100.0)
40~49歳	3.4 (71.6)	26.5 (5.0)	15.7 (18.3)	50.7 (2.1)	49.7 (2.7)	9.2 (100.0)
50~59歳	2.1 (59.5)	20.8 (6.6)	9.7 (25.8)	40.5 (3.3)	42.8 (4.7)	8.5 (100.0)
60~69歳	4.4 (12.5)	10.1 (17.4)	9.5 (28.5)	17.2 (4.8)	14.6 (36.8)	11.2 (100.0)
年齢計	3.4 (58.7)	16.0 (9.8)	11.8 (17.7)	31.4 (3.8)	22.0 (10.0)	9.0 (100.0)

注:貧困基準は、生活保護基準とした。なお、推計には乗率を用いた。  
出所:平成14年『就業構造基本調査』より筆者らが計算。

表2 女性年齢別にみた就業状態別貧困率および構成比(カッコ内):15~69歳 学生を除く

	正規雇用	非正規雇用	非雇用就業	失業	非労働力	Total
10~19歳	14.0 (28.8)	24.4 (34.3)	22.5 (1.0)	29.8 (11.6)	28.7 (24.3)	23.1 (100.0)
20~29歳	4.0 (44.8)	12.9 (26.5)	16.5 (2.3)	22.5 (5.8)	16.0 (20.6)	10.2 (100.0)
30~39歳	4.9 (26.6)	17.3 (26.0)	16.4 (6.5)	23.8 (5.0)	10.4 (35.8)	11.8 (100.0)
40~49歳	5.9 (24.5)	13.1 (35.0)	14.0 (11.3)	22.0 (4.4)	11.3 (24.9)	11.4 (100.0)
50~59歳	3.7 (19.9)	10.7 (27.3)	10.1 (16.1)	21.1 (3.9)	11.0 (32.8)	9.7 (100.0)
60~69歳	7.5 (4.6)	18.4 (12.2)	13.9 (16.3)	26.1 (2.6)	14.7 (64.3)	15.0 (100.0)
年齢計	4.8 (23.7)	14.0 (25.6)	13.0 (10.7)	23.0 (4.4)	12.8 (35.7)	11.7 (100.0)

注:表1と同じ。

貧困率は、他の年齢層より低くなっており、高齢者の失業は、40歳代・50歳代の中年層での失業と異なった状況にあると考えられる。

表2は、同じく女性の年齢別就業状態別の貧困率である。就業状態計では、男性と同様に、若年層と高齢層で貧困率が高くなっている。女性全体の貧困率は、11.7%と男性より高くなっているが、失業時の貧困率は年齢計で23.0%と男性より10%ポイント近く貧困率が低くなっている。ま

た、女性の年齢別にみた失業時の貧困率は、どの年齢でも20%台となっており、年齢差が小さく男性の失業においてみられたように、中年層の貧困率で高くなる特徴は観察されない。中年層女性とは異なり、中年層男性は世帯の主な稼ぎ手となる場合が多く、失業した場合の世帯の貧困リスクが非常に高くなるのがわかる。

次に、表3は前職の離職理由別の失業者の貧困率である。解雇・倒産等の直接的な企業理由によ

る離職と仕事や賃金への不満による離職との貧困率の差は小さい。結婚や介護などの家族理由の離職の場合における失業者の貧困率は、女性で低く、男性では高くなっている。そして、男女ともに定年を理由とした離職による失業者の貧困率が最も低くなっており、特に、男性では12.9%と低い貧困率となっている。

このように、40歳代男性において失業した場合の貧困率が50%を超えており、最も高い。この年齢層の失業率は相対的に低いが、いったん失業してしまうと貧困に陥りやすい。

その一方で、60歳以上の高齢での失業者の貧困率は低い水準となっている。その原因は、離職理由が「定年」を理由とした場合の失業の貧困率が低くなっており、年金受給者が加わる等が考えられる<sup>3)</sup>。また、定年後の高齢者における失業者には、実際には就労するつもりがないにもかかわらず、雇用保険の受給を目的として求職を行う者もあり、モラルハザードが指摘されており、他の年齢層と失業者の属性が大きく異なると考えられ

る。そのため以下の分析では、59歳以下の失業者を対象を絞って貧困率の推計を行う。また、中年年齢層と若年の貧困率の特徴を区別するため、年齢階級は39歳以下と40から59歳の2区分にして表すこととする。ここから、中年年齢層の失業者の貧困の特徴について考察を行う。

表4は、世帯人員数別にみた失業者の貧困率である。男女ともに、単身世帯の貧困率は、若年と中年年齢層で差は小さく55%前後となっている。ただし、40歳から59歳の中年年齢層男性失業者については、女性や若年層と比較して単身世帯の割合が高い。そして、15歳から39歳の男性と女性全体では、世帯人員数が増加するにつれ急速に貧困率が低下しているが、40歳から59歳の男性は世帯人員数が増加しても、貧困率はあまり低下しない。

表5は、世帯における就業者の有無別にみた失業者の貧困率である。男女ともに、世帯に他の就業者がない場合、失業者の貧困率は50%を超えている。失業時に、世帯から就業者がいなくな

る場合、貧困におちいることがわかる。特に、男性においては、40歳から59歳で失業した場合他に就業者がいなくなる世帯の割合が50%を超えており、中年年齢層の失業者の貧困率の高さの主因となっていると考えられる。

表6は、求職期間別にみた貧困率である<sup>3)</sup>。構成比から男女ともに、15歳から39歳で比較的短い求職期間が多く、40歳から59歳で求職期間が長くなっている。貧困率については、15歳から39歳の男性および女性全体においては、求職期間別の貧困率の差は小さく、求職期間が長くなるからといって、貧困率が高くなるとは限らない。しかしながら、40歳から59歳の男性においては、求職期間が長くなるほど貧困率が高くなっている

ことが分かる。特に、12カ月を超えると、5割以上が貧困となり、24カ月を超えると6割以上が貧困となってしまっている。これは、失業期間が1年を超えると、データの年間収入に前職の就労収入が反映されなくなること、雇用保険の失業給付が最長330日で切れてしまうことなどが理由であろう。

そして、表7は雇用保険の受給の有無別にみた貧困率である。若年男性や女性では雇用保険の受給がない場合のほうが貧困率は低くなっている。40から59歳の男性失業者においては、雇用保険の受給がない場合の貧困率は50%を超えており、受給がある場合の貧困率は30%を下回っている。中年年齢層男性は、若年男性や女性と異なり、雇用

表3 離職理由別失業者の貧困率と構成比：15～69歳男女、学生は除く

	男		女	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比
解雇・倒産・雇い止め	35.4	(39.3)	23.6	(22.3)
仕事・賃金への不満	32.9	(24.2)	23.1	(20.8)
家族・結婚・介護・病気	40.3	(7.4)	20.2	(33.2)
定年	12.9	(14.5)	18.8	(7.2)
その他・不詳	33.9	(14.6)	27.7	(16.6)
計	31.7	(100.0)	22.7	(100.0)

注：表1と同じ。

出所：平成14年『就業構造基本調査』より筆者らが計算。

表4 世帯人員数別失業者の貧困率：59歳以下の男女

	男性				女性			
	15～39		40～59		15～39		40～59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
単身	55.8	(12.3)	54.9	(22.9)	54.9	(6.9)	53.7	(8.3)
2人	40.2	(11.5)	46.4	(24.3)	25.1	(18.6)	25.8	(26.7)
3人	26.8	(32.3)	38.2	(23.7)	23.9	(27.2)	16.5	(26.1)
4人	20.4	(26.3)	36.9	(18.1)	16.9	(28.8)	13.4	(24.7)
5人	19.9	(11.8)	44.4	(7.4)	21.0	(12.1)	15.6	(10.2)
6人	23.0	(4.4)	41.0	(2.7)	19.4	(4.2)	23.9	(2.6)
7人	28.8	(1.4)	43.9	(1.0)	15.9	(2.2)	21.3	(1.4)
計	29.3	(100.0)	44.4	(100.0)	23.5	(100.0)	21.5	(100.0)

注：表1と同じ。

表5 世帯の他の就業者の有無別失業者の貧困率：59歳以下の男女

	男性				女性			
	15～39		40～59		15～39		40～59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
他に就業者なし	51.9	(28.2)	54.9	(51.1)	59.5	(17.5)	50.1	(23.7)
他に就業者あり	20.3	(71.8)	33.7	(48.9)	15.9	(82.5)	12.6	(76.3)
計	29.2	(100.0)	44.5	(100.0)	23.5	(100.0)	21.5	(100.0)

注：表1と同じ。

表6 求職期間別失業者の貧困率：59歳以下の男女

	男性				女性			
	15～39		40～59		15～39		40～59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
0カ月	28.8	(19.4)	30.4	(11.5)	21.4	(33.8)	16.4	(21.3)
1～3カ月	29.0	(17.9)	31.2	(15.9)	22.8	(20.9)	19.5	(15.3)
4～6カ月	27.5	(19.1)	37.6	(21.4)	21.8	(20.0)	20.3	(19.1)
7～11カ月	33.3	(10.2)	43.9	(15.9)	27.5	(7.0)	26.5	(10.3)
12～23カ月	28.7	(18.4)	55.9	(17.7)	25.8	(11.8)	23.7	(18.4)
24～35カ月	27.4	(6.9)	63.1	(6.8)	27.9	(3.4)	27.8	(7.7)
36カ月以上	33.4	(8.1)	60.9	(10.8)	33.6	(3.1)	25.5	(7.9)
計	29.3	(100.0)	44.3	(100.0)	23.3	(100.0)	21.6	(100.0)

注：表1と同じ。

表7 雇用保険の受給別失業者の貧困率：59歳以下の男女

	男性				女性			
	15～39		40～59		15～39		40～59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
雇用保険受給なし	28.3	(90.8)	54.6	(62.8)	22.5	(95.2)	20.3	(91.3)
雇用保険受給あり	37.2	(9.2)	28.5	(37.2)	38.6	(4.8)	31.6	(8.7)
計	29.1	(100.0)	44.9	(100.0)	23.2	(100.0)	21.3	(100.0)

注：表1と同じ。

保険の受給が貧困率に大きな影響を与える。

表8は、前職の就業形態別の失業者の貧困率である。やはり非正規雇用より正規雇用の貧困率が低くなっている。

以上、失業者においては、40歳から59歳の中年年齢層男性の貧困率の高さが特徴的であったと言える。中年年齢層男性の多くが、世帯における主な働き手である場合が多いため、中年年齢層男性失業者は世帯に他の就業者が少なく、多人数世帯であっても貧困率が高くなっている。また、求職期間も長くなっており、求職期間が長くなるほど貧困率が高くなる特徴がある。そして、中年年齢層失業者の雇用保険を受給している間の貧困率は低いが、雇用保険を受給できなくなった場合の貧困率が高くなる特徴がある。

では、中年年齢層男性が貧困におちいるリスクは

有意に高いのだろうか。貧困におちいる確率について、ロジット分析を行ったものが表9となる。説明変数は、年齢カテゴリー変数、求職期間(月数)、世帯に他の就業者の有無、雇用保険受給の有無、とした。

まず、男性については、40歳代において有意に貧困におちいる確率が高くなっている。オッズ比から2.5倍程度貧困となる確率が高くなるのが分かる。そして、求職期間が長くなるほど貧困率が高くなり、世帯に他に就業者がいる場合は貧困率が低くなる。また、雇用保険を受給していると有意に貧困となる確率は低下する。そして、前職が正規雇用との比較で、非正規雇用や非雇用就業の場合において貧困となる確率が高くなっている。

一方で、表9の女性については、男性と異なり

20歳代と比較して40歳代、50歳代の貧困率は低くなっている。また、男性と同様に求職期間が長くなるほど貧困率は高くなり、他の就業者がいる場合貧困率は低くなるが、雇用保険の影響は観察されない。

以上のように、ロジット分析の結果からも、40歳代の中年年齢層男性が失業した場合の貧困リスクが高く、男性失業者の求職期間が長く、雇用保険を受給できない場合に貧困に陥りやすいことがわかった。

### V 求職者支援制度のシミュレーション

2011年10月から求職者支援制度が始まる。求職者支援制度は、雇用保険(失業給付)を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者の早期の就職を支援することを目的としている。具体的には、求職者の就職に資する新たな訓練を設けて、一定の要件に該当する場合、訓練受給期間中に給付を行うとされる。給付額は、1ヵ月当たり10万円とされ、このほかに訓練機関に通うための交通費が支給される。なお、給付を受ける期間には上限があり、最長2年となっている。求職者支援制度は、失業時の所得保障と訓練機会の保障をその内容としている。これまで、雇用保険の失業給付が終了すると、残った公的な所得保障の手段は厳しいミーンズテストを伴う生活保護制度しかなかった。しかし、「はじめに」でも述べたように、その他世帯の被保護者が急増していることや、受給期間が長期化するなかで就業意欲が減退していくことが課題となっていた。求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間で、所得保障をしながらか訓練機会や就業意欲を維持する機能が期待されている。

求職者支援制度の給付の要件は、訓練を受講する場合において、①支援対象の月の収入が8万円以下であること、②世帯に一定の収入がないこと(支援対象の月の収入が25万円以下であること)、③世帯の資産が一定の水準を超えないこと(金融資産が300万円以下であること)、④訓練にすべて出席すること(正当な理由がある場合、8割以上)、⑤世帯に他に給付を受給し、訓練を受講している者

がないこと、とされる。

この求職者支援制度には、その前身となる制度として、緊急人材育成支援事業が2009年7月から実施されていた。緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者に対する新たなセーフティネットとして、基金を創設し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行っていた。この訓練は、一般には基金訓練と呼ばれている。また、生活給付は、月額10万円(扶養家族がいる場合は、12万円)となっていた。

図4は、緊急人材育成支援事業における基金訓練受講者数および生活給付の受給者数の完全失業者との比である。事業が始まって以降、共に増加傾向にある。しかしながら、最も多かった月でも訓練受講者数は4万人、生活給付受給者は2万5千人程度となっており、失業者に占める割合は、訓練受講者で1%強、生活給付受給者は1%に満たない。

表10は、基金訓練受講終了者の就職率である。修了者から引き続き基金訓練の受講を望む者を除いた人数を分母に、就職した者を分子とした就職率が載せられている。約7割が就職に成功したと言える。ただし、引き続き他の訓練の受講を希望する者も多く、訓練が雇用につなげないと、訓練期間の長期化も懸念される。

このように、緊急人材育成支援事業の対象者はまだまだ少ないが、前節でみたように、失業者の多くが生活保護基準未満の所得となる貧困状況にあり、今後求職者支援制度による訓練による再就労と生活給付は、失業者のセーフティネットとして機能を果たすことが期待される。

では、求職者支援制度のもつ所得保障機能と職業訓練機能のうち、所得保障機能がどの程度の救済効果を持っているか、以下では、求職者支援制度の給付を失業者が受けた場合の生活保護基準でみた貧困率のシミュレーションを行う。緊急人材育成支援事業での生活給付の受給者数は、失業者の1%に満たなかったが、以下のシミュレーションにおいては、給付の受給割合が失業者の1%から20%まで1%ポイントずつ上昇した場合のシミュレーションを行う<sup>9)</sup>。シミュレーションの仮

表8 前職の就業形態別失業者の貧困率：59歳の男女

	男性		女性	
	15~39	40~59	15~39	40~59
	貧困率	構成比	貧困率	構成比
正規雇用	28.5 (50.1)	40.3 (77.3)	20.1 (44.6)	21.3 (33.9)
非正規雇用	31.8 (31.3)	57.2 (16.4)	26.0 (42.7)	20.4 (51.7)
非雇用就業	52.9 (1.2)	54.6 (4.7)	33.1 (1.4)	31.9 (4.6)
無業	25.3 (17.5)	75.0 (1.6)	25.9 (11.3)	23.3 (9.9)
計	29.2 (100.0)	44.3 (100.0)	23.5 (100.0)	21.5 (100.0)

注：表1と同じ。また、前職が「無業」には、昭和47年以前に前職を辞めた者が含まれている。

表9 貧困確率についてのロジット分析

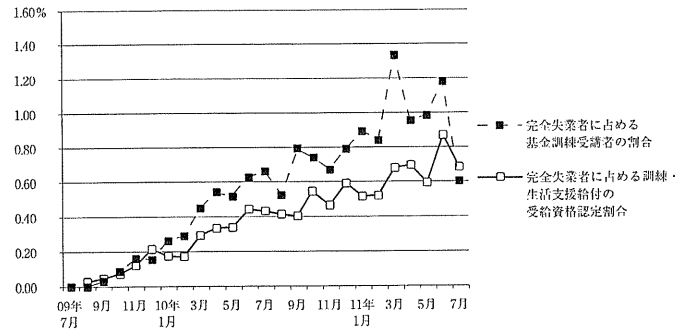
	男性		女性	
	オッズ比	P値	オッズ比	P値
年齢階級 (20~29が基準カテゴリー)				
15~19	1.715	0.000***	1.810	0.000***
30~39	1.608	0.000***	0.992	0.914
40~49	2.565	0.000***	0.829	0.013*
50~59	2.019	0.000***	0.625	0.000***
求職期間 (月数)	1.009	0.000***	1.011	0.000***
他に就業者あり	0.290	0.000***	0.137	0.000***
雇用保険受給	0.621	0.000***	0.925	0.424
前職の就業形態 (正規雇用が基準カテゴリー)				
非正規雇用	1.413	0.000***	1.109	0.061+
非雇用就業	1.592	0.002**	1.748	0.000***
無業	0.996	0.971	1.233	0.020*
N	7505		10197	
Log likelihood	-4446.788		-4965.832	
Pseudo R <sup>2</sup>	0.0981		0.1152	

注：1) \*\*\*P値<0.001, \*\*P値<0.01, \*P値<0.05, +P値<0.10である。

2) 前職の就業形態における「無業」には昭和47年以前に離職した者が含まれる。

出所：「就業構造基本調査」より推計。

図4 基金訓練受講者および生活支援給付の受給者が失業者に占める割合



出所：厚生労働省資料および「労働力調査」より作成。

表10 基金訓練の就職状況

コース数	回答のあった 修了者数	他の訓練を 希望する者の数	就職者数	就職率 就職者数÷ (修了者数- 訓練希望者数)
12,279 コース	169,113 人	34,694 人	93,322 人	69.4%

注：2011年2月までの修了コースの基金訓練修了者等の就職状況（訓練修了3カ月後）。  
出所：厚生労働省資料。

定は、以下のとおりである。

第1のシミュレーションは、訓練期間が1タームである3カ月間受講し、その間月10万円の給付を受け年間30万円の給付を受ける失業者である（以下「3カ月給付」）。

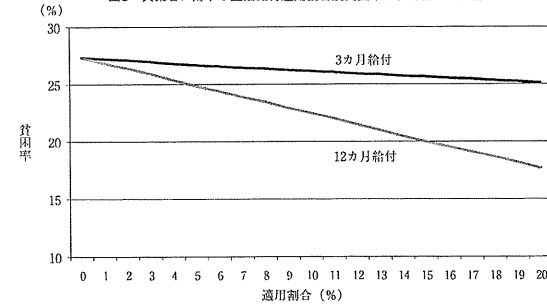
第2のシミュレーションは、最長で2年である訓練期間における給付を12カ月間受講し、その間月10万円の給付を受け年間120万円の給付を受ける失業者である（以下「12カ月給付」）。

給付の対象者は、雇用保険を受けていない失業者のうち、世帯収入が300万円（25万円×12カ月）以下の者を対象とした。本来の給付要件には、本人の月収と世帯の月収および資産が考慮されるが、「就業構造基本調査」は年間収入のデータしか把握していないために、年間の世帯収入のみを考慮した。この対象者から、失業者にしめる受給者割合が一定となるように、ランダムに受給者を選択し、年間収入に給付を加えるマイクロ・シミュレーションを行った。すなわちここでは、求

職者支援制度における給付の貧困率削減効果のみをシミュレーションの対象とする<sup>7)</sup>。ただし、対象者についてランダムに受給者を選択しているため、世帯年収が300万円以下であるが、生活保護基準以上の収入となる失業者についても、給付を行うことになる。世帯収入が低いものほど、支給対象になりやすくとすると、本研究のシミュレーションによる貧困率削減効果は、過小推計となる。なお、求職者支援制度の実際の就労への影響およびそれを考慮した貧困率の削減効果については、今後の課題である。

図5は、シミュレーション分析の結果である。「3カ月給付」の場合は、適用者の割合が上昇したとしても、貧困率の低下は緩やかであり、失業者のうち20%が受給したとしても貧困率は2%ポイント程度しか低下しない。一方、「12カ月給付」の場合は、給付対象の拡大による貧困率の削減は大きく、失業者のうち20%に適用した場合は約10%ポイントほど貧困率が低下することとなる。

図5 失業者に対する生活給付適用割合別貧困率のシミュレーション



注：雇用保険を受給していない失業者のうち、適用対象となる年間300万円以下の世帯収入の者について、ランダムに給付を適用し、年間の世帯収入に3カ月給付（30万円）・12カ月給付（120万円）を行った場合の貧困率を推計している。  
出所：平成14年「就業構造基本調査」より筆者らが計算。

このように、求職者支援制度において、3カ月の訓練期間中の給付では、貧困率の削減に対して限定的であると言えるだろう。したがって、求職者支援制度による貧困率の削減については、就労の成功が重要となってくる。一方で、12カ月間給付を行うとかなりの貧困率削減効果が期待できる。しかしながら、長期間の給付により就労が阻害される可能性が指摘される。

## VI おわりに

本論では、40歳から59歳の中年層男性の貧困リスクについて、「就業構造基本調査」の個票データを使って分析した結果、以下の4点が確認できた。

- 1) 中年層男性は、正規雇用の貧困率は低いものの、失業時の貧困率は、若年層や女性・中年層および高齢者層の失業者に比較して際だって高い。世帯主で扶養義務者である中年層男性は、失業リスクそのものは低いものの、ひとたび失業すると若年層や女性のように被扶養になるという逃げ道がなくなり、また年金のような普遍的な所得保障制度をあてにできないため、高い確率で貧困状態に陥ることが確認できた。
- 2) 中年層男性の失業時の貧困率は、他の構成

員の就業状況に左右される。世帯内に他の就業者がいる場合は、貧困率は抑制され、貧困リスクを分散しているが、現実には、約半数が世帯に他の就業者がおらず、他の就業者の存在という保険は期待できない。

- 3) 中年層男性は、雇用保険を受給することによって貧困率が低くなるものの、失業期間が長くなるほど貧困率が高くなる。
- 4) 新たな求職者支援制度の政策効果のシミュレーションを行った結果、長期間の給付もしくは就労の成功がなにかぎり、貧困率の抑制効果は限定的となる。

非正規労働者の増加などで、若年層の貧困率の上昇に注目が集まり、男性の中年層は正規労働者が多く、既得権によって守られたグループと見なされてきた。しかし一方で、扶養家族を抱え、貧困リスクを分散できないため、ひとたび失業すると、貧困におちいる確率が高く、しかもその状態が長期化するほど貧困率が上昇していくことが確認できた。

また、雇用保険と生活保護の間を埋める仕組みとして期待されている求職者支援制度もその現金給付の防貧効果そのものは限定的であり、やはり就職につながるような機能の充実が重要である。

現在、30歳代より若い世代で急速に非正規労働者が拡大し、ワーキング・プア層の中核を形成



している。そのため、正規・非正規間での労働条件の均衡、雇用保護の格差の見直しという主張も存在する。しかし、現時点で、40から59歳という中年年齢層は、いわゆる日本型雇用の影響が強く、家庭内で性別役割分業を引きずっており、他の就業員という形の貧困リスク分散機能を有していない。現在中年年齢層の男性を既得権グループとし、その雇用保障を引き下げること、非正規との処遇を均衡化させるべきという意見もある。しかし、そのためには雇用保険、求職者支援制度の大幅な拡充を前提にするか、生活保護制度の利用を積極的に認める必要がある。社会手当などの充実により、中年層の扶養負担を軽減しない状態で中高年齢の雇用保障の見直しは慎重となるべきであろう。

謝辞

本研究は、平成23年度厚生労働省科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究(研究代表者:駒村康平)」の一環として行われた。また、独立行政法人統計センターより「就業構造基本調査平成14年」の匿名データの提供を受けた。関係者各位に感謝申し上げます。また、本論の作成にあたり、資料収集や図表の作成に慶應義塾大学経済学研究所博士課程の渡辺久里子君に助力を頂いたことを記してお礼したい。

- 1) 第二回厚生労働省生活保護基準部会資料  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001d2yo-nt/2r9852000001d305.pdf>参照。なお、この統計は、被保護者全国一斉調査の推計結果に基づいたものである。
- 2) 経済企画庁(1998)『平成10年国民生活白書:「中年」その不安と希望』において、「中年」は40代、50代とされている。本研究では、40代、50代を「中年年齢層」もしくは「中年」として議論を行っている。
- 3) なお、本研究の分析結果は、われわれが独自に集計したものであり、総務省統計局が作成・公表している結果とは異なる。
- 4) 1998年4月1日以降に60歳に達し、特別支給の老齢厚生年金の受給権を得たものは、失業給付(基本手当)と年金を併せて受けることができず、いずれか一方を選択することになった。いわゆる「基本手当と年金の併給調整」である。この期間には、公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをして失業給付・基本手当を受給している間は、失業給付(基本手当)を優先して支給し、この間の年金は支給停止される。失業給付(基本手当)の受給期間の満了した日の属する月までの間は調整期間の対象である。本調査は2002年であるため、併給調整対象となっており、調査対象の60歳代

- は年金と基本手当の併給はできず、調整の結果、60歳到達後のしばらくの間は基本手当を受けていたと思われる。
- 5) 『就業構造基本調査』では、失業期間がわからないため、失業者の求職期間を用いた。したがって、前職に就いている期間も求職期間に含まれる場合があると考えられる。
  - 6) この場合、当然膨大な財政支出を伴うことになるので、安定した財政構造の構築は不可欠である。
  - 7) 求職者支援制度の対象者を求職者支援制度による就労率への効果が暗然にゼロと仮定している。すなわち仮に基金訓練を受けた場合と受けなかった場合の就職できる可能性は変わらないとする。

参考文献

阿部彩(2006)「貧困の現状とその要因——1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」小堀隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配——格差拡大と政府の役割』東京大学出版会、第5章、pp.111-137。  
 ——(2008)『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店。  
 大竹文雄・小原美紀(2010)「所得格差」樋口美穂編『労働市場と所得分配』第8章、pp.253-285、慶應義塾大学出版会。  
 駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』第46巻第3号、pp.107-126。  
 ——(2007)「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』No.563、pp.48-60。  
 ——(2008)「ワーキングプアと所得保障政策の再構築」『都市問題』第99巻第6巻、pp.53-62。  
 駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎(2010)「社会移転が相対的貧困率に与える影響」樋口美穂他編『教育・健康と貧困のダイナミズム——日本の税社会保険・雇用政策と家計行動』慶應義塾大学出版会。  
 四方理人・渡辺久里子・駒村康平(2011)「親と同居する若年者の貧困について——親世帯との分離のマイクロ・シミュレーション」樋口美穂他編『貧困のダイナミズム——所得格差に与える税社会保険制度の効果』慶應義塾大学出版会。  
 橋本俊嗣・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会。  
 ——(2007)「日本の貧困と労働に関する実証分析」『日本労働研究雑誌』No.563、pp.4-19。  
 村上雅俊・岩井浩(2010)「ワーキングプアの規定と推計」『統計学』第98号、pp.13-24。  
 Yamada, Atsuhiko(2007) "Income Distribution of People of Retirement Age in Japan" *Journal of Income Distribution* Vol.16, No.3-4, pp.31-54.

しかた・まさと 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構統計分析主宰。最近の主な著作に「非正規雇用に「行き止まり」か?——労働市場の規制と正規雇用への移行」(『日本労働研究雑誌』608号、2011年)、社会政策専攻。  
 こまむら・こうへい 慶應義塾大学経済学部教授。最近の主な著作に『最低所得保障』(岩波書店、2010年)、社会政策専攻。



